

ハンセン病 回復者等

ハンセン病は、治療方法が確立し、治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のために偏見と差別があり、その結果、患者等の人権を侵害し、社会復帰を困難なものにしています。こうした偏見や差別意識をなくすため、ハンセン病に関する正しい理解と知識の普及が大切です。

●ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24(2012)年)



ハンセン病ってどんな病気？

ハンセン病は、基本的には皮膚と末梢神経の病気で、ノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。

この「らい菌」は非常に感染力の弱い菌です。また、「らい菌」に感染しただけでは、発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

また、遺伝病でないことも判明しています。

なぜ差別されたのでしょうか？

有効な治療法がなかった頃には病気の進行に伴い、手、足、鼻、目などの一見してわかる場所に变形や機能障害が起きました。

また、家族から引き離されて強制的に療養所に入所させられたことから、「強い感染力をもったおそろしい病気」であるといった誤ったイメージが定着してしまいました。

患者は、このような誤解や国の誤った施策、また、その一端を担った県の施策などにより、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。



どんな差別がありましたか？

ハンセン病患者を隔離することによって社会が救われるとの考えから対策が進められたので、親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができませんでした。実名を名乗ることができず、断種や中絶手術が優生保護法により認められ、結婚しても子どもを生むことが許されませんでした。

また、療養所内での作業を強いられたり、一生療養所から出て暮らすことができず、死んでも療養所内で火葬され故郷の墓に埋葬してもらえませんでした。患者だけでなく家族も本当につらい思いをすることになりました。

解決に向けての取組

平成8(1996)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく法的に強制隔離は終結しましたが、これまでの長期間にわたる隔離などにより、療養所入所者の社会復帰等が困難な状況にありました。このような状況の中で、平成13(2001)年、熊本地方裁判所は、らい予防法下のハンセン病政策について国の責任を認める判決を出しました。国は控訴を断念し、従来のハンセン病対策の誤りを認め、謝罪しました。

そして、平成21(2009)年4月に、ハンセン病患者等の福祉の増進、名誉回復等を目的に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

私たちにできること

まずは、患者、回復者及びその家族の人たちが人権を大きく制限、制約されてきたこと、また、社会において偏見や差別が存在してきた事実を厳粛に受け止める必要があります。

そして、ハンセン病について一人ひとりが正しい知識を持ち、偏見と差別をなくし、回復者の方々と温かく迎え入れる社会を実現することが必要です。

具体的には、家族と一緒にハンセン病について話し合ったり、講演会や資料展示会に参加するのも良いでしょう。回復者の方が里帰りをされたときに介助したり、療養所を訪問することでも理解を深めることができます。

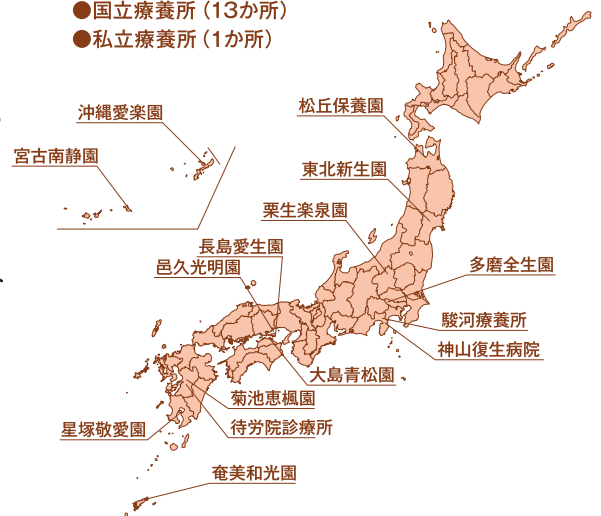
かつてハンセン病だった約1,600人(平成28(2016)年5月1日現在)の方が後遺症などで療養を続けておられ、平均年齢が84.8歳(国立療養所入所者)と高齢であり、障害のため日常生活に支障がある人もおられます。

入所者は、今もなお社会に偏見や差別が根強く残っていることや家族に迷惑が及ぶことを心配して療養所の外で暮らすことに不安を感じておられます。

現在、広島県出身者は、7か所の国立療養所に入所されています。地域から孤立せず、平穏な生活を営んでいただくためには、私たちの理解と社会の支えが必要です。

■全国のハンセン病療養所

- 国立療養所(13か所)
- 私立療養所(1か所)



相談窓口 広島県健康福祉局健康対策課 電話 082-513-3068

